

公益財団法人東洋哲学研究所 個人情報取扱規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 本規程は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「法」という。)に基づき、公益財団法人東洋哲学研究所(以下「当研究所」という。)における個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 「政令等」

個人情報の保護に関する法律施行令および個人情報の保護に関する法律施行規則(個人情報保護委員会規則)を併せたものをいう。

(2) 「職員等」

「公益財団法人東洋哲学研究所職員就業規則」第2条、「公益財団法人東洋哲学研究所臨時職員就業規則」第2条、「公益財団法人東洋哲学研究所継続雇用職員就業規則」第2条および「公益財団法人東洋哲学研究所研究員等規程」第2条にそれぞれ定める者ならびに役員をいう。

(3) 「個人情報」

生存する個人に関する情報であつて、次の①または②のいずれかに該当するものをいう。

① 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画もしくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。以下同じ。)で作られる記録をいう。以下同じ。)に記載され、もしくは記録され、または音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)

② 個人識別符号が含まれるもの

(4) 「個人識別符号」

次の①または②のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち政令等で定めるものをいう。

① 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することが

できるもの

- ② 個人に提供される役務の利用もしくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、または個人に発行されるカードその他の書類に記載され、もしくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であって、その利用者もしくは購入者または発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、または記載され、もしくは記録されることにより、特定の利用者もしくは購入者または発行を受ける者を識別することができるもの

(5) 「要配慮個人情報」

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令等で定める記述等が含まれる個人情報という。

(6) 「個人情報データベース等」

個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるもの(利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令等で定めるものを除く。)をいう。

- ① 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの
- ② ①に掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(7) 「個人データ」

個人情報データベース等を構成する個人情報という。

(8) 「保有個人データ」

当研究所が開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであって、次のいずれにも該当しないものをいう。

- ① 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人または第三者の生命、身体または財産に危害が及ぶおそれがあるもの
- ② 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法または不当な行為を助長し、または誘発するおそれがあるもの
- ③ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれまたは他国もしくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの
- ④ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧または

捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

⑤ 6 か月以内に消去することとなるもの

(9) 「本人」

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(利用目的の特定)

第3条 当研究所は、個人情報の利用目的を以下のとおりとする。

- (1) 出版物の直接販売に関する業務
 - (2) 出版物案内の発送
 - (3) 出版物制作に関する業務
 - (4) 講演会等の受講応募者に対する通知
 - (5) 年賀状などの一般的社交儀礼状等の送付
 - (6) 当研究所に対する問い合わせ対応
 - (7) 上記各号に付随する業務
 - (8) 職員等の人事・給与・福利厚生その他雇用管理
2. 個人情報の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲内で行うものとする。

第2章 管理組織

(個人情報取扱責任者の設置)

第4条 個人情報の取扱いを適正かつ円滑に行うため、その取扱いに関する一切の事項を統括する個人情報取扱責任者を置く。

2. 個人情報取扱責任者は、常務理事とする。

(個人情報取扱管理者の設置)

第5条 個人情報取扱責任者のもとに、個人情報の取扱いに関する事務を主管する個人情報取扱管理者を置く。

2. 個人情報取扱管理者は、総務部部長、総務部副部長とする。

(事務取扱担当者)

第6条 当研究所における個人情報を取り扱う事務については、事務取扱担当者が行うこととする。

第3章 個人情報の取扱い

(個人情報の利用目的による制限)

第7条 当研究所は、あらかじめ本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2. 当研究所は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
3. 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(適正な取得)

第8条 当研究所は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2. 要配慮個人情報は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで取得してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(5) 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、法第76条第1項各号に掲げる者その他政令等で定める者により公開されている場合

(6) 本人を目視し、または撮影することにより、その外形上明らかな要配慮個人情報を取得する場合

(7) 第14条第2項各号に掲げる場合において、個人データである要配慮個人情報の提供を受けるとき。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第9条 当研究所は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、すみやかに、その利用目的を、本人に通知し、または公表する。

2. 個人情報は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電磁的記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当

該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示するものとする。ただし、人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りではない。

3. 利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、または公表する。
4. 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、または公表することにより当研究所の権利または正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関または地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、または公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
(データ内容の正確性の確保等)

第10条 当研究所は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第11条 当研究所は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失またはき損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事務取扱担当者の監督)

第12条 個人情報取扱管理者は、事務取扱担当者に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員等に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2. 個人情報取扱管理者は、個人データが必要な範囲内において、具体的な業務に応じ権限を与えられた事務取扱担当者によって適正に取り扱われるよう管理するものとする。

(委託先の監督等)

第13条 当研究所は、個人データの取扱いの全部または一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの保護について十分な措置を講じていると認められる委託先を選定するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2. 個人情報取扱管理者は、前項の監督を行うにあたっては、委託契約等において次に示す事項について定めるものとする。

- (1) 委託先の個人データの取扱いに関する事項
- (2) 委託先の秘密の保持に関する事項
- (3) 委託された個人データの再委託に関する事項
- (4) 契約終了時の個人データの返却・消去等に関する事項

(第三者への提供の制限)

第14条 当研究所は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
2. 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。
- (1) 当研究所が利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部または一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合
 - (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
 - (3) 特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨ならびに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的および当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置いているとき。
3. 当研究所は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的または個人データの管理について責任を有する者の氏名もしくは名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、または本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(外国にある第三者への提供の制限)

第15条 当研究所は、外国(本邦の域外にある国または地域をいう。以下同じ。)(個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報保護に関する制度を有している外国として政令等で定めるものを除く。以下この条において同じ。)にある第三者(個人データの取扱いについて「法第4章第1節」の規定により個人情報取扱事業者が講ずべきこととされている措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要なものとして政令等で定める基準に適合する体制を整備してい

る者を除く。以下この条において同じ。)に個人データを提供する場合には、前条第1項各号に掲げる場合を除くほか、あらかじめ外国にある第三者への提供を認める旨の本人の同意を得なければならない。この場合においては、前条の規定は、適用しない。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第16条 当研究所は、個人データを第三者(法第2条第5項各号に掲げる者を除く。以下この条および次条において同じ。)に提供したときは、政令等で定めるところにより、当該個人データを提供した年月日、当該第三者の氏名または名称その他の政令等で定める事項に関する記録を作成しなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第1項各号または第2項各号のいずれか(前条の規定による個人データの提供にあつては、第14条第1項各号のいずれか)に該当する場合は、この限りではない。

2. 個人情報取扱管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第17条 当研究所は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、政令等で定めるところにより、次に掲げる事項の確認を行わなければならない。ただし、当該個人データの提供が第14条第1項各号または第2項各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(1)当該第三者の氏名または名称および住所ならびに法人にあつては、その代表者(法人でない団体で代表者または管理人の定めのあるものにあつては、その代表者または管理人)の氏名

(2)当該第三者による当該個人データの取得の経緯

2. 前項の第三者は、当研究所が同項の規定による確認を行う場合において、当研究所に対して当該確認に係る事項を偽ってはならない。

3. 個人情報取扱管理者は、第1項の規定による確認を行ったときは、政令等で定めるところにより、当該個人データの提供を受けた年月日、当該確認に係る事項その他の政令等で定める事項に関する記録を作成しなければならない。

4. 個人情報取扱管理者は、前項の記録を、当該記録を作成した日から3年間保存しなければならない。

第4章 データの開示、訂正等、利用停止等

(保有個人データの開示)

第18条 本人は、当研究所に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2. 当研究所は、前項の規定による請求を受けたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示請求を行った者が同意した方法があるときは、当該方法)により、遅滞なく、当該個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部または一部を開示しないことができる。

(1)本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2)当研究所の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3)他の法令に違反することとなる場合

3. 当研究所は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部または一部について開示しない旨の決定をしたときまたは当該保有個人データが存在しないときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

4. 他の法令の規定により、本人に対し第2項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部または一部を開示することとされている場合には、当該全部または一部の保有個人データについては、第1項および第2項の規定は、適用しない。

(保有個人データの訂正等)

第19条 本人は、当研究所に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加または削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

2. 当研究所は、前項の規定による請求を受けたときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲内において、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき、当該保有個人データの内容の訂正等を行わなければならない。

3. 当研究所は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの内容の全部もしくは一部について訂正等を行ったとき、または訂正等を行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨(訂正等を行ったときは、その内容を含む。)を通知しなければならない。

(保有個人データの利用停止等)

第20条 本人は、当研究所に対し、当該本人が識別される保有個人データが第7条の規定に違反して取り扱われているときまたは第8条の規定に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止または消去(以下「利用停止等」という。)を請求することができる。

2. 当研究所は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該保有個人データの利用停止等を行わなければならない。ただし、当該保有個人データの利用停止等に多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であ

って、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

3. 本人は、当研究所に対し、当該本人が識別される保有個人データが第14条第1項または第15条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。
4. 当研究所は、前項の規定による請求を受けた場合であって、その請求に理由があることが判明したときは、遅滞なく、当該保有個人データの第三者への提供を停止しなければならない。

ただし、当該保有個人データの第三者提供の停止に多額の費用を要する場合その他の第三者への提供を停止することが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りでない。

5. 当研究所は、第1項の規定による請求に係る保有個人データの全部もしくは一部について利用停止等を行ったときもしくは利用停止等を行わない旨の決定をしたとき、または第3項の規定による請求に係る保有個人データの全部もしくは一部について第三者への提供を停止したときもしくは第三者への提供を停止しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(保有個人データの開示、訂正等および利用停止等の受付)

第21条 保有個人データの開示、訂正等および利用停止等の求めの受付は、総務部において行う。

2. 開示、訂正等および利用停止等の求めに対しては、以下の手順で応じるものとする。
 - (1) 開示、訂正等および利用停止等の求めは、原則として本人確認書類を添付した請求書による場合にのみ応じるものとする。
 - (2) 請求書の様式は、個人情報取扱管理者が定めるものとする。
 - (3) 本人確認書類は、個人情報取扱管理者が定めるものとする。ただし、請求者が本人であることが明らかな場合には、本人確認書類の提出を求めないことができる。
3. 本人に対し保有個人データを開示する場合には、手数料を請求できるものとする。この手数料は実費を勘案して、合理的な範囲で個人情報取扱責任者が定めるものとする。

第5章 苦情の処理等

(苦情の処理)

第22条 当研究所は、個人情報の取扱いに関する苦情の申出があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2. 苦情の申出の受付は、総務部において行う。

(漏えいが発生した場合の措置)

第23条 個人情報取扱責任者は、個人情報の漏えいが発生した場合は、適切な措置をすみやかに講じるとともに、再発の防止に努めるものとする。

第6章 職員等の責務

(職員等の責務)

第24条 職員等は、当研究所が本規程にしたがって実施する措置に協力し、自らも個人情報の保護に努めるものとする。

2. 職員等は、業務上知り得た個人情報を他の職員等もしくは当研究所外に漏らし、または不当な目的に使用してはならない。退職した後においても、同様とする。

第7章 補則

(準用)

第25条 職員等であった者の個人情報の取扱いについては、本規程を準用する。

(改正)

第26条 本規程を改正しようとするときは、理事会の議決を得なければならない。

付則

この制定した本規程は、平成30年11月1日から施行する。

[沿革] 平成30年10月16日 制定